

西脇市総合市民センター使用料

令和2年4月1日施行

単位円

区分			使用料の額					
			9時から12時	13時から17時	18時から22時	9時から17時	13時から22時	9時から22時
体育館	体育室	営利を目的としないとき	5,400	6,900	7,800	10,800	13,900	19,200
		営利を目的とするとき	27,000	41,400	54,000	67,500	101,050	127,200
	トレーニングルーム		1人1回1時間につき130円					
	卓球コーナー		1台1時間につき300円					
武道館	武道場		2,750	3,450	3,800	5,500	6,900	9,650
区分			使用料の額					
			9時から12時	13時から17時	18時から21時半	9時から17時	13時から21時半	9時から21時半
研修館	大研修室		1,350	1,800	1,800	2,800	3,250	4,600
	(冷暖房)		(670)	(900)	(900)	(1,400)	(1,620)	(2,300)
	小研修室	3	400	550	550	800	950	1,350
		4						
		5						
		(冷暖房)		(200)	(270)	(270)	(400)	(470)
	研修室	音楽室	800	1,150	1,150	1,600	1,950	2,750
		美術室						
		工芸室						
		(冷暖房)		(400)	(570)	(570)	(800)	(970)
	視聴覚室		1,350	1,800	1,800	2,800	3,250	4,600
	(冷暖房)		(670)	(900)	(900)	(1,400)	(1,620)	(2,300)
	和室	1	550	650	650	900	1100	1500
		2						
(冷暖房)		(270)	(320)	(320)	(450)	(550)	(750)	
付属設備			別に規則で定める額					

備考

1. 施設を分割して利用する場合は、使用料の額をその分割数で除した金額相当額とする。
2. 体育室の舞台を利用する場合は、使用料の額の2割相当額とする。  
また、舞台のみ利用する場合もこれに準じる。
3. 利用時間を超えて利用するときは、超過する1時間までごとに納付すべき使用料の額の1時間当たりの額の2割相当額を加算する。
4. 営利を目的として使用する場合(体育室を除く)は、使用料の額の3倍相当額とする。
5. 市民(市内に住所を有する者又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人及び法人その他の団体に限る)以外の者が営利を目的として利用する場合は、前項の使用料の5割相当額を加算する。
6. 利用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合は、使用料の額の5割相当額を加算する。  
ただし、入場料相当額の1割に相当する額が加算後の額を超える場合は、入場料総額の1割に相当する額(入場料総額の1割に相当する額が660,000円を超える場合は、660,000円)とする。
7. トレーニングルームの回数券1冊(12枚つづり)の額は、1,300円とする。
8. 冷暖房機器の使用料は、体育館が1時間につき4,000円、研修館が使用料の5割相当額(10円未満の端数がある場合は切捨て)とする。
9. 障がい者(障害者手帳、療育手帳を掲示してください)、中学生以下(保護者同伴)が使用する場合は、上欄に掲げるそれぞれの額の2分の1相当額とする。